



地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針 (案) について

令和6年9月



全体スケジュール



令和5年度

10月13日：第1回小委員会

11月27日：第2回小委員会

1月23日：第3回小委員会

◆答申

令和6年度

4月19日：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 公布

7月16日：第4回 小委員会

○ 基本方針（案）について検討

◆パブリックコメントの実施（1か月程度）

9月26日：第5回 小委員会

○ 基本方針（案）のとりまとめ

◆基本方針 公表

令和7年度

4月（予定） 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 施行

生物多様性増進活動促進法

政令（施行期日）

省令（申請方法、記載事項、添付資料等）

基本方針（地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針）

1. 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項
2. 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項
3. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項
4. 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項
5. 地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項



事務取扱要領

- ・計画認定に係る事務的な手続について記載
- ・基本方針で示した認定基準の審査の観点に記載
- ・様式を提示

ガイドライン

- ・申請者向けに計画作成方法等を分かりやすく解説する手引き
- ・望ましい活動リストを掲載

施行通知

- ・行政内部、地方公共団体に対する法の施行通知

第1章 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項

1 法制定の背景

2 地域生物多様性増進活動の促進の意義

- 生態系ネットワークの構築
- 活動の質・継続性の向上
- 多面的な機能の発揮とNbSの推進
- 地域の活性化

第2章 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項

- 30by30目標や劣化地回復目標の達成にも寄与
- 維持する活動の区域については、保護地域との重複を除き、OECMとして登録
- 国、地方公共団体、事業者等の役割

第3章 活動実施計画の作成に関する基本的事項

1 活動実施計画の作成に当たっての基本的な考え方

- 地域に適した活動を行うための事前の情報収集・調査
- 地域の自然的社会的条件に応じた適切な計画立案
- 関係者との十分な事前調整
- モニタリングと計画の見直し

2 活動実施計画の内容

- 具体的な活動の内容及び実施時期
- 地理的に明確な活動の実施区域
- 生物多様性の増進に資する目標の設定
- 活動が確実かつ継続的に実施できる活動実施体制
- 活動の内容や実施区域の生態系のタイプに応じた適切な計画期間の設定
- 連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項（※連携増進活動実施計画のみ）

3 特例措置に関する手続及び他法令・計画等との調整等

- 特例措置を申請する際の留意点
- 市町村森林整備計画との適合

4 活動実施計画の認定に関する基準

①活動の区域

- 地理的に明確な区域
- 維持する活動の場合は、生物多様性の価値を有すること

②活動の実施体制

- 活動が確実かつ継続的に実施できるものと見込まれる体制

③計画期間

- 目標を達成するために適切な計画期間の設定

④連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項（※連携増進活動実施計画のみ）

- 必要な関係者と連携するものと見込まれるものであること

⑤活動の内容及び実施時期

- 活動の内容が、実施区域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであること
- 適切な実施時期が設定されていること
- 公物等の管理その他の法令に基づく取組との調和が保たれていること など

⑥活動の目標

- 実施区域の課題を踏まえた、具体的かつ生物多様性の増進への寄与の観点から適切で、実現可能な目標の設定

5 認定を受けた活動実施計画の変更等

- 計画の変更等、報告に関する手続

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項

1 農林漁業に係る生産活動との調和

2 社会資本整備との調和

3 自然環境の保全に関する方針・気候変動対策との調和

第5章 地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項

- 生物多様性維持協定、協議会、支援センター
- 生物多様性の見える化、地域生物多様性増進活動の更なる促進のための仕組み